## 国立公園伊豆諸島地域連絡協議会 設置要綱

(目的)

第1条 伊豆諸島における持続的な地域社会を実現することを目的として、今後の国立公園伊豆諸島地域の保護と利用のあり方を取りまとめた「富士箱根伊豆国立公園伊豆諸島ビジョン」(以下、「伊豆諸島ビジョン」という)の実現を図るとともに、国立公園の管理運営に関わる関係者による協働型管理運営を推進するために、国立公園伊豆諸島地域連絡協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

### (検討事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。
  - (1) 国立公園伊豆諸島地域の保護と利用を推進するための連絡・調整に関する事項
  - (2) 「伊豆諸島ビジョン」の実現に関する事項
  - (3) その他、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項

#### (構成)

- 第3条 協議会は、別表に掲げる機関・団体をもって構成する。
  - 2 協議会に会長を置く。
  - 3 会長は、関東地方環境事務所富士箱根伊豆国立公園管理事務所長が務める。
  - 4 構成機関・団体は、3年ごとに見直す。

#### (会長の職務)

- 第4条 会長は協議会の会務を掌理する。
  - 2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した構成 員が、その職務を代行する。

#### (議事の公開)

第5条 協議会の議事は公開とする。ただし、構成員の総意により非公開とすることができる。

#### (事務局)

第6条 協議会の事務をおこなうため関東地方環境事務所国立公園課に協議会事務局を 置く。

#### (運営)

- 第7条 協議会の召集は、事務局が行う。
  - 2 事務局は必要に応じ、構成機関以外の関係組織又は専門家等にオブザーバーとして協議会への出席を求めることができる。
  - 3 協議会は、エリア別又はテーマ別の具体的事項について検討を深めるため、協議 会のもとに部会を開催することができる。

### (その他)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。
- 附 則 この要綱は、令和2年9月24日から施行する

# 国立公園伊豆諸島地域連絡協議会 構成機関·団体一覧

### 行政機関

環境省関東地方環境事務所

東京都

大島町

利島村

新島村

神津島村

三宅村

御蔵島村

八丈町

## 観光関係機関

一般社団法人東京諸島観光連盟

## 自然保護関係機関

公益財団法人東京都公園協会 神代植物公園植物多様性センター

## 交通事業者

東海汽船

(事務局)

関東地方環境事務所国立公園課